

一般社団法人日本膜構造協会

型式適合認定業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この認定業務規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人日本膜構造協会（以下「協会」という。）が、建築基準法（昭和25年法律201号）（以下「法」という。）第77条の36から第77条の39までの規程に定める指定認定機関として行う法第68条の25第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の型式適合認定及びその更新並びに公示の義務（以下「認定業務」という。）の実施について、法第77条の45第1項の規定に基づき必要な事項を定める。

(認定業務実施の基本方針)

第2条 認定業務は、法及びこれに基づく命令によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(認定業務を行う時間及び休日)

第3条 認定業務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日並びに土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 第1項の認定業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に協会と申請者のとの間において認定業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 事務所の所在地は、東京都中央区新富2丁目1番7号 富士中央ビルとし、その業務区域は、日本全域とする。

(業務の範囲)

第5条 認定業務を行う範囲は、膜構造建築物又は膜構造部分を含む建築物を対象とし、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）（以下「指定機関等に関する省令」という。）第33条第2項第一号に係る同条第1項第一号の区分について行う処分とする。

2 協会の会長又は担当役員が従事又は役員を務める企業、団体等がある場合にあっては、当該企業、団体等が申請するものを除くものとする。

第2章 認定の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(認定の申請)

第6条 申請者は、型式適合認定の申請に際しては建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（以下「施行規則」という。）第10条の5の2の規定に定める型式適合認定申請書（別記様式（施行規則別記第50号の2様式））及びその添付図書（以下「認定用提出図書」という。）を、定められた期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請を、電子情報処理組織（協会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）により行うことができることにする場合は、その方法を別記に定めることとする。

(認定申請の受理等)

第7条 協会は、前条の認定の申請があったときは、次の事項について不備等がないことを確認する。

- (1) 申請のあった認定対象案件が第5条に定める認定業務の範囲内であること。
- (2) 認定用提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。

- 2 前項の規定において、認定用提出図書に不備等を認めた場合で、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、認定用提出図書を申請者に返還する。また、相当期間を定めて補正を求め、当該期間内に補正されないときも同様とする。

- 3 第1項において不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合には、協会は、承諾書（別記様式）を申請者に交付する。この場合、申請者と協会は別に定める「認定業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

なお、認定申請書に承諾印を押印したものの写しをもって、承諾書に代えることができるものとする。

- 4 申請者が、正当な理由なく、認定に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、協会は業務約款に従って前項の契約を解除することができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第8条 業務約款には、業務期日、契約当事者の基本的債務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項を定めることとする。

- 2 前項の契約当事者の基本的債務に関する事項及び契約の解除に関する事項の特約事項として、次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、提出された書類のみでは認定を行うことが困難であると協会が認めて請求した場合は、認定を行うのに必要な追加書類を合意の上定めた期日までに協会に

提出しなければならない旨の規定。

- (2) 申請者は、協会が審査中に建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（以下「令」という。）第 136 条の 2 の 11 第一号イに定める一連の規定（以下単に「一連の規定」という。）に照らして認定用提出図書等に関する是正事項を指摘した場合は、合意の上定めた期日までに当該部分の認定用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定。
- (3) 認定書の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、合意の上定めた期日までに協会に変更部分の認定用提出図書を提出しなければならない旨の規定。かつ、その変更が大幅なものと協会が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて認定を申請しなければならない旨の規定。
- (4) 協会は、不可抗力によって、業務期日までに認定書を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定。
- (5) 申請者が、その理由を明示の上、協会に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると協会が認めるときは、協会は業務期日の延期をすることができる旨の規定。
- (6) 協会は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに認定書を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定。

第 2 節 認定の実施方法

（審査の実施方法）

第 9 条 協会は、認定の申請を引き受けたのち速やかに、第 16 条に定める認定員 2 名以上に審査を実施させる。

- 2 認定員は、指定機関等に関する省令第 37 条の規定に基づき、認定用提出図書をもって前項の審査を行う。
- 3 認定員は、審査上必要あるときは、認定用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

（認定書の交付等）

第 10 条 協会は、認定員の審査の結果、申請に係る建築物の部分が当該建築物の部分に係る一連の規定に適合していると認めて型式適合認定をしたときは、施行規則別記第 50 号の 3 様式の型式適合認定書をもって申請者に通知するものとする。

- 2 前項の認定書には、「認定番号及び認証番号の付番方法」（別記）に基づく認定番号を記載するものとする。
- 3 協会は、認定員の審査の結果、申請に係る建築物の部分が当該建築物の部分に係る一連の規定に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認めて型式適合認定をしないときは、その旨の理由を付した通知書（施行規則別記第 50 号の 4 様式）をもって申請者に通知するものとする。

(認定の申請の取下げ)

第 11 条 申請者は、申請者の都合により認定書の交付前に認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届（別記様式）を協会に提出する。

第 3 節 報告及び公示

(国土交通大臣への報告)

第 12 条 協会は、法第 77 条の 46 第 1 項の規定に基づき、認定を行ったときは、指定機関等に関する省令第 42 条の規定に定めるところにより、別記様式による報告書に認定書の写しを添えて国土交通大臣に報告するものとする。

(公示)

第 13 条 協会は、認定を行ったときは、施行規則第 10 条の 5 の 3 の規定に定めるところにより、公示を行うものとする。

第 3 章 認定に係る手数料

(認定手数料の収納)

第 14 条 協会は、認定の申請を引き受け契約を締結した時は施行規則第 11 条の 2 の 3 第 3 項第一号及び第 4 項に定める手数料の請求書を申請者に対して発行する。

- 2 申請者は、認定に係る手数料を指定期日までに直接協会に納入するものとする。ただし、申請者の要望により協会が認める場合には、別の収納方法によることができる。
- 3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は申請者の負担とする。

(認定手数料の返還)

第 15 条 収納した認定に係る手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき事由により認定が実施できなかつた場合には、申請者に返還する。

第 4 章 認定員

(認定員の選任)

第 16 条 会長は、認定業務を実施させるため、指定機関等に関する省令第 38 条に定められた要件に該当し、かつ次に掲げる業種（以下「制限業種」という。）を兼業（制限業種を営み、又は制限業種を営む法人に役職員として所属することをいう。以下同じ。）しない者であつて、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない者のうちから認定員を選任する。

- (1) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
- (2) 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
- (3) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理

業を含む。)

(4) 建築材料・設備の製造、供給及び流通業

- 2 前項の認定員は、協会職員から選任するほか協会職員以外の者を委嘱して選任するものとする。
- 3 認定員の選任は、当該認定員が審査を行う認定の対象範囲を、別表(ろ)項の専門分野の区分により明示して行うものとする。

(認定員の解任)

第17条 会長は、認定員が次のいずれかに該当する場合は、その認定員を解任する。

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他認定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (3) 認定員が、制限業種を兼業するに至ったとき。
- (4) その他、法第77条の42第4項の規定による国土交通大臣の解任命令があったとき。

第5章 認定の業務の監視

(監視委員会による監査等)

第18条 協会は、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置するものとする。

- (1) 弁護士会の推薦する者
 - (2) 消費者団体の推薦する者
 - (3) 建築物の計画及び意匠に関する学識者
 - (4) 建築物の構造に関する学識者
 - (5) 建築設備に関する学識者
 - (6) 当協会の監事
- 2 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 型式適合認定業務規程の審議
 - (2) 協会から提出された理事会の議事録の確認
 - (3) 協会が行った型式適合認定の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
 - (4) 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - (5) 係争事件に係る監査
 - (6) その他型式適合認定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等
 - 3 前項第3号の規定により監視委員会が指名した者は、協会が行った型式適合認定の業務に関する技術的検査を行い、その結果を協会に報告するものとする。
 - 4 監視委員会は、毎年一回以上第2項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日以内に国土交通大臣に報告を行うものとする。
 - 5 協会は、前項の規定による報告において国土交通大臣より改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。

第6章 雑則

(秘密保持義務)

第19条 協会の役員及びその職員並びにこれらの者であった者(委嘱に基づく認定員を含む。)は認定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(身分証の携帯)

第20条 認定員はその身分を示す証明書を携帯し、必要がある時には関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記様式による。

(認定業務の実施体制)

第21条 認定業務を統括管理するために担当役員を置くとともに、認定業務に係る事務処理等を行うために事務局を置くものとする。

2 認定業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 認定員及び認定業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等の申請に係る認定業務を行わないものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第22条 保存期間は次のとおりとする。

文書区分	保存期間
(1) 法第77条の47第1項に規定する帳簿	協会が認定業務を廃止するまで
(2) 認定用提出図書	協会が認定業務を廃止するまで
(3) 認定書	協会が認定業務を廃止するまで

(書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

第23条 審査中の認定提出図書は、審査のため特に必要ある場合を除き事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保存する等確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。

3 前項の保存は、前条の表の(1)に規定する帳簿への記載事項並びに(2)及び(3)に規定する図書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

4 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。

(事前相談)

第 24 条 協会に認定を申請しようとする者は、申請に先立ち、協会に事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 25 条 協会は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(附則)

この規定は、平成 21 年 1 月 9 日より施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 2 日より施行する。

この規定は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 31 年 1 月 21 日より施行する。

この規定は、令和元年 8 月 8 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 22 日より施行する。

別表

区分	(い)	(ろ)
1	令第 136 条の 2 の 11 第一号イに掲げる建築物の部分の型式適合認定及びその更新並びに公示	建築物

(注) 区分欄の数字は、指定機関等に関する省令第 33 条第 2 項の号番号に対応する。